

I 自動車騒音・道路交通振動調査

1. 調査目的

騒音規制法第 18 条第 1 項（常時監視）の規定に基づき、市内主要道路における自動車騒音に係る環境基準の達成状況を把握するための調査を行いました。あわせて、自動車騒音・道路交通振動に係る要請限度の超過状況を把握するための調査を行いました。

2. 調査内容

(1) 調査期間

平成 21 年 4 月～平成 22 年 3 月まで

(2) 調査区間及び調査地点数

(a) 環境基準

・ 国道 1 号	・ ・ ・	7 区間（評価区間 17.0km）
・ 国道 248 号	・ ・ ・	8 区間（評価区間 15.1km）
・ 県道岡崎幸田線	・ ・ ・	2 区間（評価区間 6.5km）
・ 市道伝馬町線	・ ・ ・	1 区間（評価区間 4.4km）
・ 市道日名橋線	・ ・ ・	1 区間（評価区間 2.0km）
・ 東名高速道路	・ ・ ・	2 区間（評価区間 18.9km）
	計	21 区間（評価区間 63.9km）

(b) 要請限度

・ 国道 1 号	・ ・ ・	7 地点
・ 国道 248 号	・ ・ ・	7 地点
・ 国道 473 号	・ ・ ・	1 地点
・ 県道岡崎幸田線	・ ・ ・	2 地点
・ 市道伝馬町線	・ ・ ・	1 地点
・ 市道日名橋線	・ ・ ・	1 地点
・ 東名高速道路	・ ・ ・	2 地点
	計	21 地点

(3) 調査方法

(a) 自動車騒音（環境基準）

「環境基本法第 16 条第 1 項の規定に基づく騒音に係る環境基準について」（平成 10 年環境庁告示 64 号）の定めるところによります。

(b) 自動車騒音（要請限度）

「騒音規制法第 17 条第 1 項の規定に基づく指定地域内における自動

車騒音の限度を定める省令」(平成12年総理府令15号)に定めるところによります。

(c) 道路交通振動(要請限度)

「振動規制法施行規則第12条」(昭和51年総理府令58号)に定めるところによります。

3. 調査結果

(1) 環境基準

(a) 評価区間全体

調査区間21区間について面的評価を行った結果、昼間・夜間ともに環境基準を達成した住居等の割合(環境基準達成率)は88.8%でした(評価区間別の結果については別表1参照)。

	評価区間内戸数 (戸)	環境基準達成戸数 (戸)	環境基準達成率 (%)
昼間・夜間	10,956	9,730	88.8
昼間		10,167	92.8
夜間		9,986	91.1

注) 「昼間・夜間」は昼間・夜間ともに環境基準を達成した戸数及びその割合を示します。

(b) 国道1号

調査区間7区間について面的評価を行った結果、昼間・夜間ともに環境基準を達成した住居等の割合(環境基準達成率)は82.8%でした(評価区間別の結果については別表1参照)。

	評価区間内戸数 (戸)	環境基準達成戸数 (戸)	環境基準達成率 (%)
昼間・夜間	3,217	2,665	82.8
昼間		3,030	94.2
夜間		2,672	83.1

注) 「昼間・夜間」は昼間・夜間ともに環境基準を達成した戸数及びその割合を示します。

(c) 国道248号

調査区間8区間について面的評価を行った結果、昼間・夜間ともに環境基準を達成した住居等の割合(環境基準達成率)は88.4%でした(評

価区間別の結果については別表 1 参照)。

	評価区間内戸数 (戸)	環境基準達成戸数 (戸)	環境基準達成率 (%)
昼間・夜間	2,430	2,147	88.4
昼間		2,222	91.4
夜間		2,162	89.0

注) 「昼間・夜間」は昼間・夜間ともに環境基準を達成した戸数及びその割合を示します。

(d) 県道岡崎幸田線

調査区間 2 区間について面的評価を行った結果、昼間・夜間ともに環境基準を達成した住居等の割合(環境基準達成率)は 90.5%でした(評価区間別の結果については別表 1 参照)。

	評価区間内戸数 (戸)	環境基準達成戸数 (戸)	環境基準達成率 (%)
昼間・夜間	1,976	1,788	90.5
昼間		1,791	90.6
夜間		1,967	99.5

注) 「昼間・夜間」は昼間・夜間ともに環境基準を達成した戸数及びその割合を示します。

(e) 市道伝馬町線

調査区間 1 区間について面的評価を行った結果、昼間・夜間ともに環境基準を達成した住居等の割合(環境基準達成率)は 98.8%でした(評価区間別の結果については別表 1 参照)。

	評価区間内戸数 (戸)	環境基準達成戸数 (戸)	環境基準達成率 (%)
昼間・夜間	1,312	1,296	98.8
昼間		1,299	99.0
夜間		1,303	99.3

注) 「昼間・夜間」は昼間・夜間ともに環境基準を達成した戸数及びその割合を示します。

(f) 市道日名橋線

調査区間 1 区間について面的評価を行った結果、昼間・夜間ともに環

境基準を達成した住居等の割合（環境基準達成率）は 69.3%でした（評価区間別の結果については別表 1 参照）。

	評価区間内戸数 (戸)	環境基準達成戸数 (戸)	環境基準達成率 (%)
昼間・夜間	711	493	69.3
昼間		493	69.3
夜間		548	77.1

注) 「昼間・夜間」は昼間・夜間ともに環境基準を達成した戸数及びその割合を示します。

(g) 東名高速道路

調査区間 2 区間について面的評価を行った結果、昼間・夜間ともに環境基準を達成した住居等の割合（環境基準達成率）は 99.7%でした（評価区間別の結果については別表 1 参照）。

	評価区間内戸数 (戸)	環境基準達成戸数 (戸)	環境基準達成率 (%)
昼間・夜間	1,451	1,447	99.7
昼間		1,450	99.9
夜間		1,447	99.7

注) 「昼間・夜間」は昼間・夜間ともに環境基準を達成した戸数及びその割合を示します。

(2) 要請限度（騒音）

(a) 評価区間全体

調査地点 21 地点のうち昼間・夜間のいずれかの時間帯、又は両方の時間帯で要請限度を超過したのは 1 地点でした（調査地点別の結果については別表 2 参照）。

(全調査地点：21 地点)		地点数
要請限度以下		20
要請限度超過		1
	昼間・夜間のいずれかで超過	1
	昼間・夜間ともに超過	0

(b) 国道 1 号

調査地点 7 地点のうち昼間・夜間のいずれかの時間帯、又は両方の時間帯で要請限度を超過したのは 1 地点でした（調査地点別の結果については別表 2 参照）。

(国道 1 号 : 7 地点)	地点数
要請限度以下	6
要請限度超過	1
昼間・夜間のいずれかで超過	1
昼間・夜間ともに超過	0

(c) 国道 248 号

調査地点 7 地点のうち昼間・夜間のいずれかの時間帯、又は両方の時間帯で要請限度を超過した地点はありませんでした（調査地点別の結果については別表 2 参照）。

(国道 248 号 : 7 地点)	地点数
要請限度以下	7
要請限度超過	0
昼間・夜間のいずれかで超過	0
昼間・夜間ともに超過	0

(d) 国道 473 号

調査地点 1 地点のうち昼間・夜間のいずれかの時間帯、又は両方の時間帯で要請限度を超過した地点はありませんでした（調査地点別の結果については別表 2 参照）。

(国道 473 号 : 1 地点)	地点数
要請限度以下	1
要請限度超過	0
昼間・夜間のいずれかで超過	0
昼間・夜間ともに超過	0

(e) 県道岡崎幸田線

調査地点 2 地点のうち昼間・夜間のいずれかの時間帯、又は両方の時間帯で要請限度を超過した地点はありませんでした（調査地点別の結果については別表 2 参照）。

(県道岡崎幸田線：2 地点)	地点数
要請限度以下	2
要請限度超過	0
昼間・夜間のいずれかで超過	0
昼間・夜間ともに超過	0

(f) 市道伝馬町線

調査地点 1 地点のうち昼間・夜間のいずれかの時間帯、又は両方の時間帯で要請限度を超過した地点はありませんでした（調査地点別の結果については別表 2 参照）。

(市道伝馬町線：1 地点)	地点数
要請限度以下	1
要請限度超過	0
昼間・夜間のいずれかで超過	0
昼間・夜間ともに超過	0

(g) 市道日名橋線

調査地点 1 地点のうち昼間・夜間のいずれかの時間帯、又は両方の時間帯で要請限度を超過した地点はありませんでした（調査地点別の結果については別表 2 参照）。

(市道日名橋線：1 地点)	地点数
要請限度以下	1
要請限度超過	0
昼間・夜間のいずれかで超過	0
昼間・夜間ともに超過	0

(h) 東名高速道路

調査地点 2 地点のうち昼間・夜間のいずれかの時間帯、又は両方の時間帯で要請限度を超過した地点はありませんでした（調査地点別の結果については別表 2 参照）。

(東名高速道路：2 地点)	地点数
要請限度以下	2
要請限度超過	0
昼間・夜間のいずれかで超過	0
昼間・夜間ともに超過	0

(3) 要請限度（振動）

すべての調査地点（21 地点）で要請限度を下回りました（調査地点別の結果については別表 2 参照）。

4. 今後の対応

国道 1 号については、国土交通省中部地方整備局が中心となって平成 12 年 6 月に策定した「沿道環境改善プログラム」に基づき、環境施設帯の設置や低騒音舗装等の道路構造対策などの取り組みが推進されているところであり、その他の主要幹線道路も含め引き続き自動車騒音及び道路交通振動の状況を監視していきます。

II 新幹線鉄道騒音・振動調査

1. 調査目的

新幹線鉄道沿線における騒音、振動について、「新幹線鉄道騒音に係る環境基準について」（昭和 50 年 7 月 29 日環境庁告示第 46 号）に基づく環境基準及び「環境保全上緊急を要する新幹線鉄道振動対策について」（昭和 51 年 3 月 12 日環大特第 32 号）に基づく指針値の達成状況を把握するため、調査を行いました。

2. 調査内容

(1) 調査期間

平成 21 年 9 月 29 日～21 年 10 月 5 日

(2) 調査地点

昭和 62 年から観測している市内の定点 4 箇所（8 地点：軌道から 25m 及び 50m の地点）で騒音・振動の調査を行いました。

(3) 調査方法

ア 騒音

昭和 50 年 7 月 29 日付け環境庁告示第 46 号「新幹線鉄道騒音に係る環境基準について」及び昭和 50 年 10 月 3 日付け環大特第 100 号環境庁大気保全局長通知「新幹線鉄道騒音に係る環境基準について」に定めるところによります。

イ 振動

昭和 51 年 3 月 12 日付け環大特第 32 号「環境保全上緊急を要する新幹線鉄道振動対策について」定めるところによります。

3. 調査結果

(1) 騒音

上三ツ木町 50m 地点、福桶町 50m 地点、合歓木町 50m の地点で環境基準を達成しました。その他の 5 箇所では環境基準を達成できませんでした（調査地点別の結果については別表 3 参照）。

(2) 振動

すべての地点で振動対策指針値を下回りました（調査地点別の結果については別表 3 参照）。

(3) 今後の対応

東海旅客鉄道株式会社は騒音・振動対策として、騒音・振動レベルが比較的小さい車両への取り換え、改良型の防音壁の設置やそのかさ上げ、軌道の高架部分の補強、枕木の連結、スパーク音を減少させる架線の取り換え及びレールの削正などを実施しています。本市としましては、今後も騒音・振動対策の一層の推進に向けて働きかけを行い、引き続き新幹線鉄道騒音・振動の監視に努めます。

参 考

<自動車騒音に係る基準>

1. 道路に面する地域に係る環境基準

環境基本法第16条第1項に基づくもので、騒音に係る環境上の条件について人の健康の保護及び生活環境の保全のうえで維持されることが望ましい基準。

地域類型			環境基準 (LAeq)		幹線交通を担う道路に 近接する空間
A	第1種低層住居専用地域	左記のうち、2車線以上の車線を有する道路に面する地域	昼間	60dB 以下	昼間 70dB 以下
	第2種低層住居専用地域				
	第1種中高層住居専用地域		夜間	55dB 以下	
	第2種中高層住居専用地域				
B	第1種住居地域	左記のうち、2車線以上の車線を有する道路に面する地域	昼間	65dB 以下	夜間 65dB 以下
	第2種住居地域				
	準住居地域		夜間	60dB 以下	
	都市計画区域で用途地域の定められていない地域				
C	近隣商業地域	左記のうち、車線を有する道路に面する地域	昼間	65dB 以下	(全地域共通) ※備考参照
	商業地域				
	準工業地域		夜間	60dB 以下	
	工業地域				

※備考

個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては45dB以下、夜間にあっては40dB以下）によることができる。

注1) 「幹線交通を担う道路」とは、次に掲げる道路をいう。

- (1) 高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道（市町村道は4車線以上の区間）
- (2) 一般自動車道であって都市計画法施行規則第7条第1項第1号に定める自動車専用道路

2) 「幹線交通を担う道路に近接する空間（区域）」とは、次の車線数の区分に応じた道路端からの距離により特定された範囲をいう。

- (1) 2車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路 15m
- (2) 2車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路 20m

3) 時間の区分は、昼間は6時から22時、夜間は22時から翌朝6時

2. 要請限度

騒音規制法第 17 条第 1 項に基づくもので、自動車騒音により道路の周辺地域の生活環境が著しく損なわれていると認められるとき、市町村長が県公安委員会に対して道路交通法の規定による措置をとるよう要請する際の基準。

地域区分		要請限度 (LAeq)			
		時間帯	道路に面する区域		幹線交通を担う道路に 近接する空間
			1 車線	2 車線以上	
a	第 1 種低層住居専用地域	昼間	65dB	70dB	昼間 75dB 夜間 70dB (全地域共通)
	第 2 種低層住居専用地域				
	第 1 種中高層住居専用地域	夜間	55dB	65dB	
	第 2 種中高層住居専用地域				
b	第 1 種住居地域	昼間	65dB	75dB	
	第 2 種住居地域				
	準住居地域	夜間	55dB	70dB	
	都市計画区域で用途地域の定められていない地域				
c	近隣商業地域	昼間	75dB		
	商業地域				
	準工業地域	夜間	70dB		
	工業地域				

注 1) 「幹線交通を担う道路」とは、次に掲げる道路をいう。

- (1) 高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道（市町村道は 4 車線以上の区間）
- (2) 一般自動車道であって都市計画法施行規則第 7 条第 1 項第 1 号に定める自動車専用道路

2) 「幹線交通を担う道路に近接する空間（区域）」とは、次の車線数の区分に応じた道路端からの距離により特定された範囲をいう。

- (1) 2 車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路 15m
- (2) 2 車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路 20m

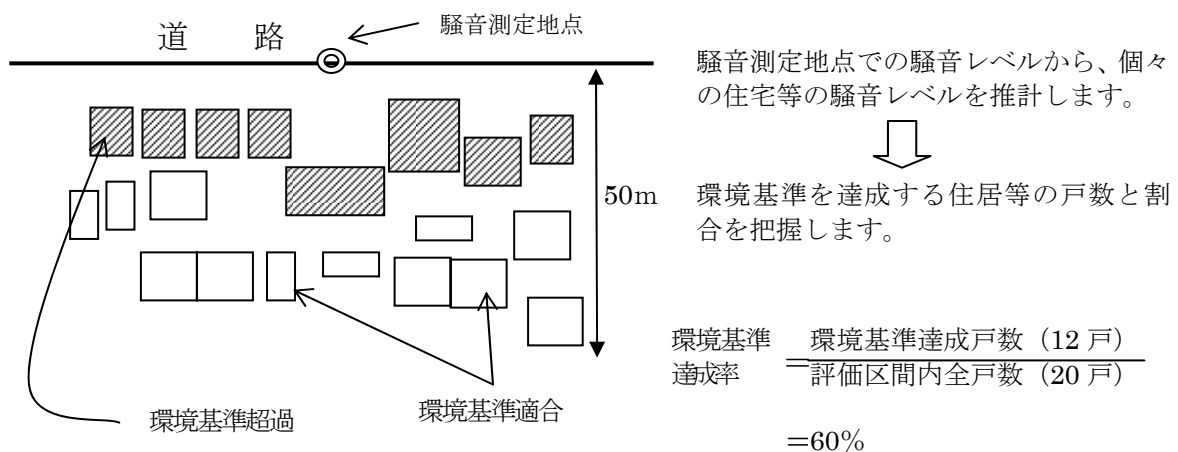
3) 時間の区分は、昼間は 6 時から 22 時、夜間は 22 時から翌朝 6 時

～環境基準の面的評価とは～

道路を一定区間ごとに区切って評価区間を設定し、評価区間内の代表する1地点で等価騒音レベル（LAeq）の測定を行い、その結果を用いて評価区間内の道路端から50mの範囲内にあるすべての住居等について等価騒音レベルの推計を行うことにより環境基準を達成する戸数とその割合を把握する評価方法です。

2) 等価騒音レベル（LAeq）

変動する騒音レベルをエネルギー的な平均値として示したものです。



<道路交通振動に係る基準>

1. 要請限度

振動規制法第 16 条第 1 項に基づくもので、道路交通振動により道路の周辺地域の生活環境が著しく損なわれていると認められるとき、市町村長が道路管理者に対して舗装、修繕等の措置をとるよう要請し、又は県公安委員会に対して道路交通法の規定による措置をとるよう要請する際の基準。

地域区分		要請限度 (L10)	
		昼間	夜間
1	第 1 種低層住居専用地域	65dB	60dB
	第 2 種低層住居専用地域		
	第 1 種中高層住居専用地域		
	第 2 種中高層住居専用地域		
	第 1 種住居地域		
	第 2 種住居地域		
	準住居地域		
2	都市計画区域で用途地域の定められていない地域	70dB	65dB
	近隣商業地域		
	商業地域		
	準工業地域		
	工業地域		

注 1) L10 とは、振動レベル測定値を数値の大きさの順に並べ、両端の 10% をそれぞれ除いた 80%レンジの上端値を示す。

2) 時間の区分は、昼間は 7 時から 20 時、夜間は 20 時から翌朝 7 時

<新幹線鉄道騒音の環境基準及び振動の指針>

- (1) 新幹線鉄道騒音に係る環境基準(昭和50年7月29日環境庁告示第46号)
 新幹線鉄道騒音に係る環境基準の地域の類型の指定
 (昭和52年4月30日環境庁告示第484号)

地域類型	環境基準
I 第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、 第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、 第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、 都市計画区域で用途地域の定められていない地域	70dB 以下
II 近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域	75dB 以下

- (2) 新幹線鉄道振動に係る指針(昭和51年3月12日付け環大特第32号「環境保全上緊急を要する新幹線鉄道振動対策について」)
- ア 70dB を超える地域について、緊急に振動源及び障害防止対策を講じること。
- イ 病院、学校その他特に静穏の保持を要する施設の存する地域については、特段の配慮をするとともに、可及的速やかに措置をとること。

～新幹線騒音・振動の測定方法とは～

- (1) 騒音の測定方法(昭和50年7月29日付け環境庁告示第46号「新幹線鉄道騒音に係る環境基準について」、昭和50年10月3日付け環大特第100号「新幹線鉄道騒音に係る環境基準」)
- 上り及び下りの列車に合わせて連続して通過する20本の列車を測定し、各列車の騒音のピークレベルのうち上位半数の騒音値のパワー平均値を算出する。
- (2) 振動の測定方法(昭和51年3月12日付け環大第36号「環境保全上緊急を要する新幹線鉄道振動対策について」)
- 上り及び下りの列車に合わせて連続して通過する20本の列車を測定し、各列車の騒音のピークレベルのうち上位半数の振動値の算術平均値を算出する。

別表1 平成21年度 幹線道路における自動車騒音に係る環境基準の達成状況表

一連番号	評価区間番号	評価対象道路		測定地点の住所	騒音レベル L _{aeq} (dB)		評価区間の始点の住所	評価区間の終点の住所	評価区間の延長 (km)	道路に面する地域における面的評価						
		道路種別	路線名		環境基準達成戸数 (戸)					区間内戸数 (戸)	環境基準達成率 (%)					
					昼夜	昼間					夜間	昼夜	昼間	夜間		
1	2005-71010-1	一般国道	国道1号	岡崎市本宿町	65	65	岡崎市本宿町	岡崎市舞木町	2.9	411	419	411	420	97.9	99.8	97.9
2	2005-1011-2	一般国道	国道1号	岡崎市岡町	65	65	岡崎市舞木町	岡崎市美合町	5.3	676	703	676	710	95.2	99.0	95.2
3	2005-1011-1	一般国道	国道1号	岡崎市大平町	70	69	岡崎市美合町	岡崎市大平町	2.2	171	208	171	209	81.8	99.5	81.8
4	2005-1012-1	一般国道	国道1号	岡崎市菅生町	68	67	岡崎市大平町	岡崎市島町	1.8	367	487	371	525	69.9	92.8	70.7
5	2005-71013-1	一般国道	国道1号	岡崎市康生町	65	66	岡崎市島町	岡崎市八帖北町	1.2	192	275	195	292	65.8	94.2	66.8
6	2005-1014-1	一般国道	国道1号	岡崎市矢作町	67	66	岡崎市八帖北町	岡崎市暮戸町	2.4	707	788	707	866	81.6	91.0	81.6
7	2005-1015-1	一般国道	国道1号	岡崎市宇頭北町	73	72	岡崎市暮戸町	岡崎市宇頭町	1.2	141	150	141	195	72.3	76.9	72.3
8	2005-1168-1	一般国道	国道248号	岡崎市上地4丁目	71	66	岡崎市上地4丁目	岡崎市上地4丁目	0.4	63	63	68	81	77.8	77.8	84.0
9	2005-1169-1	一般国道	国道248号	岡崎市柱曙3丁目	69	64	岡崎市上地4丁目	岡崎市戸崎町	2.7	630	630	630	630	100.0	100.0	100.0
10	2005-1170-1	一般国道	国道248号	岡崎市戸崎町	70	65	岡崎市戸崎町字池下	岡崎市明大寺町	1.2	141	142	147	148	95.3	95.9	99.3
11	2005-1170-2	一般国道	国道248号	岡崎市内六名1丁目	72	68	岡崎市明大寺町	岡崎市中岡崎町	2.4	578	595	580	710	81.4	83.8	81.7
12	2005-1171-1	一般国道	国道248号	岡崎市井田南町	71	66	岡崎市八帖北町	岡崎市葵町	1.7	312	316	312	361	86.4	87.5	86.4
13	2005-71172-1	一般国道	国道248号	岡崎市井田南町	71	66	岡崎市葵町	岡崎市大樹寺1丁目	1.0	64	64	66	68	94.1	94.1	97.1
14	2005-1173-1	一般国道	国道248号	岡崎市岩津町	71	70	岡崎市大樹寺1丁目	岡崎市岩津町	3.7	275	322	275	342	80.4	94.2	80.4
15	2005-1174-1	一般国道	国道248号	岡崎市仁木町	68	66	岡崎市岩津町	岡崎市細川町	2.0	84	90	84	90	93.3	100.0	93.3
16	2005-6372-1	県道	岡崎幸田線	岡崎市明大寺町	71	64	岡崎市康生通	岡崎市羽根町	3.5	866	869	1039	1047	82.7	83.0	99.2
17	2005-6373-1	県道	岡崎幸田線	岡崎市針崎町	67	62	岡崎市羽根町	岡崎市上地6丁目	3.0	922	922	928	929	99.2	99.2	99.9
18	2005-202001-1	市道	伝馬町線	岡崎市中町	68	61	岡崎市康生通	岡崎市太平町	4.4	1296	1299	1303	1312	98.8	99.0	99.3
19	2005-202002-1	市道	日名橋線	岡崎市伊賀町	73	67	岡崎市錦町	岡崎市稲熊町	2.0	493	493	548	711	69.3	69.3	77.1
20	2005-3-1	高速自動車国道	東名高速道路	岡崎市保母町	61	61	岡崎市本宿町	岡崎市洞町	9.4	479	482	479	482	99.4	100.0	99.4
21	2005-4-1	高速自動車国道	東名高速道路	岡崎市岩津町	64	64	岡崎市洞町	岡崎市仁木町	9.5	968	968	968	969	99.9	99.9	99.9
計									63.9	9730	10167	9986	10956	88.8	92.8	91.1

注) 調査道路同士の交差点付近の戸数を双方の調査区間に含むため、調査区間内の合計戸数は今回行った戸数全体の数と一致しない。

別表2 平成21年度 自動車騒音及び道路交通振動調査結果表(要請限度関係)

一連番号	路線名	車線数合計	測定地点の住所	調査年度	騒音関係								振動関係								用途地域		
					測定日	要請限度		測定値		超過状況		測定日	要請限度		測定値		超過状況						
						昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間		昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間					
1	国道1号	4	岡崎市本宿町	21	7/13 (月) ~ 7/15 (水)	75	70	65	65	○	○	7/13 (月)	70	65	39	39	○	○	準工業地域				
2		4	岡崎市岡町	21	6/23 (火) ~ 6/26 (金)			65	65	○	○	6/25 (木)			32	33	○	○	準工業地域				
3		4	岡崎市大平町	21	6/23 (火) ~ 6/26 (金)			70	69	○	○	6/25 (木)			37	35	○	○	近隣商業地域				
4		4	岡崎市菅生町	21	6/23 (火) ~ 6/26 (金)			68	68	○	○	6/25 (木)			37	35	○	○	商業地域				
5		4	岡崎市康生町	21	6/8 (月) ~ 6/11 (木)			65	66	○	○	6/9 (火)			47	48	○	○	商業地域				
6		4	岡崎市矢作町	21	6/8 (月) ~ 6/11 (木)			67	66	○	○	6/9 (火)			46	47	○	○	商業地域				
7		4	岡崎市宇頭北町	21	6/8 (月) ~ 6/11 (木)			73	72	○	×	6/11 (木)			65	60	49	49	○	○	準住居地域		
8	国道248号	4	岡崎市上地4丁目	21	10/13 (火) ~ 10/15 (木)	75	70	71	67	○	○	10/14 (水)	70	65	46	39	○	○	近隣商業地域				
9		4	岡崎市柱曙3丁目	21	10/13 (火) ~ 10/15 (木)			69	64	○	○	10/14 (水)			29	22	○	○	近隣商業地域				
10		4	岡崎市戸崎町	21	10/13 (火) ~ 10/15 (木)			70	65	○	○	10/14 (水)			42	35	○	○	近隣商業地域				
11		6	岡崎市上六名1丁目	21	11/4 (水) ~ 11/6 (金)			72	68	○	○	11/4 (水)			35	29	○	○	近隣商業地域				
12		6	岡崎市井田南町	21	10/21 (水) ~ 10/23 (金)			71	66	○	○	10/23 (金)			47	42	○	○	近隣商業地域				
13		4	岡崎市岩津町	21	10/20 (火) ~ 10/22 (木)			72	70	○	○	10/22 (木)			42	40	○	○	準工業地域				
14		4	岡崎市仁木町	21	10/20 (火) ~ 10/22 (木)			69	66	○	○	10/22 (木)			41	37	○	○	市街化調整区域				
15	国道473号	2	岡崎市上衣文町	21	7/9 (木) ~ 7/13 (月)	75	70	70	63	○	○	7/9 (木)	70	65	39	23	○	○	市街化調整地域				
16	岡崎幸田線	4	岡崎市明大寺町	21	11/18 (水) ~ 11/20 (金)			71	64	○	○	11/18 (水)			42	31	○	○	近隣商業地域				
17		2	岡崎市針崎町	21	11/18 (水) ~ 11/20 (金)			68	63	○	○	11/18 (水)			38	28	○	○	近隣商業地域				
18	市道伝馬町線	4	岡崎市中町	21	11/4 (水) ~ 11/6 (金)			75	70	68	61	○			○	11/4 (水)	70	65	25	17	○	○	近隣商業地域
19	市道日名橋線	4	岡崎市伊賀町	21	11/4 (水) ~ 11/6 (金)					73	67	○			○	11/4 (水)			37	29	○	○	準工業地域
20	東名高速道路	4	岡崎市保母町	21	1/15 (金) ~ 1/19 (火)					61	61	○			○	1/18 (月)			25	26	○	○	工業地域
21		4	岡崎市岩津町	21	12/2 (水) ~ 12/4 (金)					64	65	○			○	12/4 (金)			65	60	40	42	○

別表3 平成21年度 新幹線鉄道騒音振動測定結果表

町名	正名町				上三ツ木町				福桶町				合歓木町							
上り・下りの別	下り側				上り側				下り側				上り側							
測定日	平成21年10月5日				平成21年9月30日				平成21年9月29日				平成21年9月29日							
項目	騒音		振動		速度 (km/h)	騒音		振動		速度 (km/h)	騒音		振動		速度 (km/h)	騒音		振動		速度 (km/h)
軌道からの距離	25 m	50 m	25 m	50 m		25 m	50 m	25 m	50 m		25 m	50 m	25 m	50 m		25 m	50 m	25 m	50 m	
環境基準値 又は 指針値(dB)	70	70	70	70	246.4	70	70	70	70	243.2	70	70	70	70	248.8	70	70	70	70	244.2
測定値(dB)	74	71	66	64		71	67	67	59		72	70	57	57		74	70	69	64	
(超過状況)	×	×	○	○		×	○	○	○		×	○	○	○		×	○	○	○	